

戦争と差別、そして平和と人権

ウクライナ戦争と沖縄復帰50年に馳せる思い

2022年10月15日

松江市みんなで考える人権講座

I. 東西冷戦終焉から30年—グローバル化と人類的危機

(1) 東西冷戦終焉（1991年）への経緯

① 戦後の東西冷戦構造の定着

1. 自由主義圏（米中心）と社会主義圏（ソ連中心）の対立・競争
2. 「81声明」（1960年）における平和共存政策と反帝闘争をめぐる中ソ論争や日本共産党の独自路線（民族民主革命論）
3. 日本政治における「55年体制」（与党第1党の自民党は政権維持、野党第1党の社会党は憲法改正阻止のための3分の1以上の議会勢力を維持しようとした馴れ合い政治体制）

② 東西冷戦構造のもとで生み出された現在の人類的危機

1. 核兵器開発競争

① 現在の核兵器保有国・保有数

国名	核保有数	備考
アメリカ	6450発	
フランス	300発	核拡散防止条約（NPT）批准国 (国連安理会常任理事国)
イギリス	215発	
中国	350発	
ロシア	6490発	
インド	140発	
パキスタン	150発	核拡散防止条約未批准国
北朝鮮	20発	
イスラエル	80発	核保有が確実視されている国
iran		
シリア		核開発疑惑国
ミャンマー		

② 核拡散防止条約（NPT／1970年3月発効）・核兵器禁止条約（TPNW／2021年発効）

2. 軍事的宇宙開発競争
 3. 核戦争による人類滅亡の危機の招来
- ③ 東西冷戦終結宣言（1989年／マルタ会談）と実質的終焉（1991年ソ連崩壊）

1. 東欧民主革命の進展（ベルリンの壁崩壊）
2. 米大統領ブッシュとソ連書記長ゴルバチョフのマルタ会談における米ソ冷戦終結宣言（1989年12月）
3. ソ連邦崩壊による実質的な東西冷戦の終焉（1991年）

（2）グローバル化の進展と人類的危機の到来

- ①新自由主義的グローバル化による貧富の格差拡大や利潤追求優先の地球環境破壊
 1. 「規制なき市場原理」のもとで弱肉強食の強欲で際限なき利益追求が急進展
 2. 国家間や個人間における貧富の格差の拡大、環境破壊、腐敗現象の現出
 3. 社会的矛盾を隠蔽しようとする不可視化・周縁化（外部化）の風潮の蔓延
- ②利己主義にもとづく自己責任論による夥しい社会的分断状況の現出
 1. 新自由主義の哲学である利己主義・自己責任論
 2. 他者を顧みない人間性の破壊による社会的分断
 3. 社会的分断状況がさまざまな差別の存続を容易化
- ③直面する三つの人類的危機
 1. 核兵器（原発を含む）による人類滅亡の危機
 2. 温暖化や生態系破壊による地球環境破滅の危機
 3. グローバル化による感染症パンデミック現象の危機

（3）新冷戦時代と言われる状況下で問われていること

- ①揺れ動く日米欧基軸と中露基軸による「新冷戦」時代
 1. N A T O等の日米欧基軸とこれに対抗する中露基軸による新冷戦状態の現出
 2. 国連安保理常任理事国拒否権システムによる国連の機能不全状態
 3. 平和・人権・環境を軸とする国際政策を推進する国連システムの改革
- ②新たな価値観の創出・共有による対立招来の旧価値観の克服
 1. 国権主義的価値観を否定する人権主義的価値観の創出
 2. 全体主義的価値観に対抗する民主主義的価値観の確立
 3. 階級的利益に優先する人類的利益という価値観の共有

II. 世界は今…、沖縄復帰50年とウクライナ戦争の現実

（1）沖縄復帰50年と沖縄差別の歴史

- ①ホモサピエンスの沖縄ルートと琉球国家成立の概略史
 1. 日本列島にたどり着いたホモサピエンス（新人）の3ルート
 - ①約20万年に中央アフリカで発生した新人の一部が、10万年前くらいから中東に移動しはじめ、東西に別れ、東に移動した人はヒマラヤ山脈を北ルートと南ルートをとって移動し、約4万年～3万年前に日本列島にたどり着いた。
 - ②日本列島への移動ルートは、沖縄ルート、対馬ルート、樺太ルートの3ルート。

③沖縄では、3万2000年前の人骨が発見（山下洞人／那覇市）され、旧石器時代～縄文時代（貝塚時代）を経て、採集時代から交易時代（貝殻や貝製品の輸出）へと移行。

【注】7000年以前の縄文時代から沖縄では中国から伝わった豚を飼育

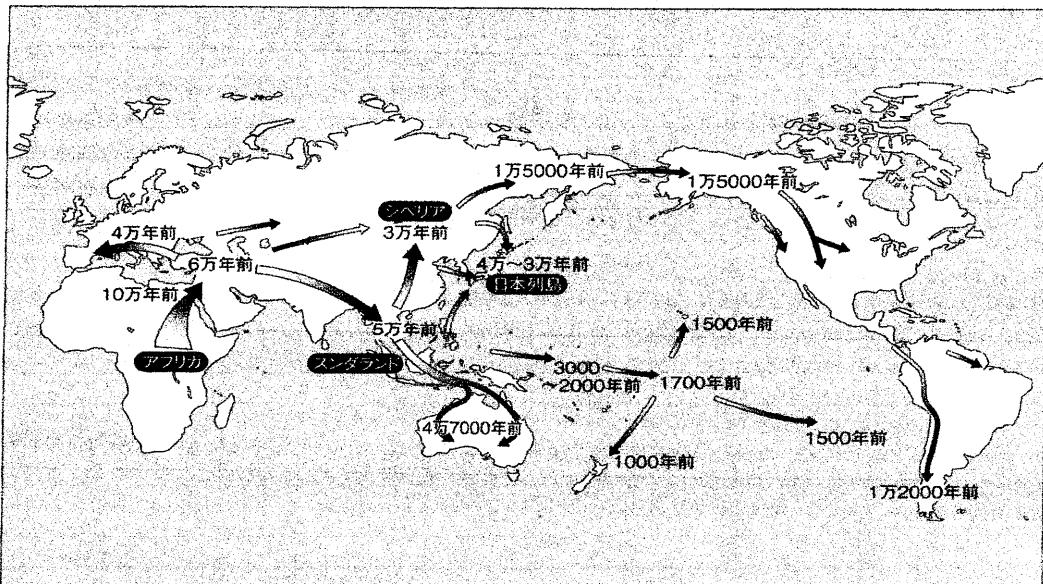


図3-1 推定される新人の世界拡散の経路とその時期

2. 琉球国家の成立と展開

① 11世紀になると鉄器の普及と農耕が発展し、グスク（石積みの城）が築造され、13世紀には浦添グスクに見られる大型グスクが登場（初期琉球国家／初期中山王国）

【注】歴史学の通説では、三山時代以前に統一王朝があったとは考えにくいとされてきたが、浦添グスクの発掘・調査で、13世紀には初期琉球国家が成立していたとする説が有力視

② 1260年に初代英祖が中山王に即位するが、第4代玉城王の時に分裂し、「三山時代」（中山王・山北王・山南王の鼎立時代）となり、それぞれが中国・明朝に朝貢するが、明朝皇帝は中山王にだけ勅（朝貢は1866年まで継続）

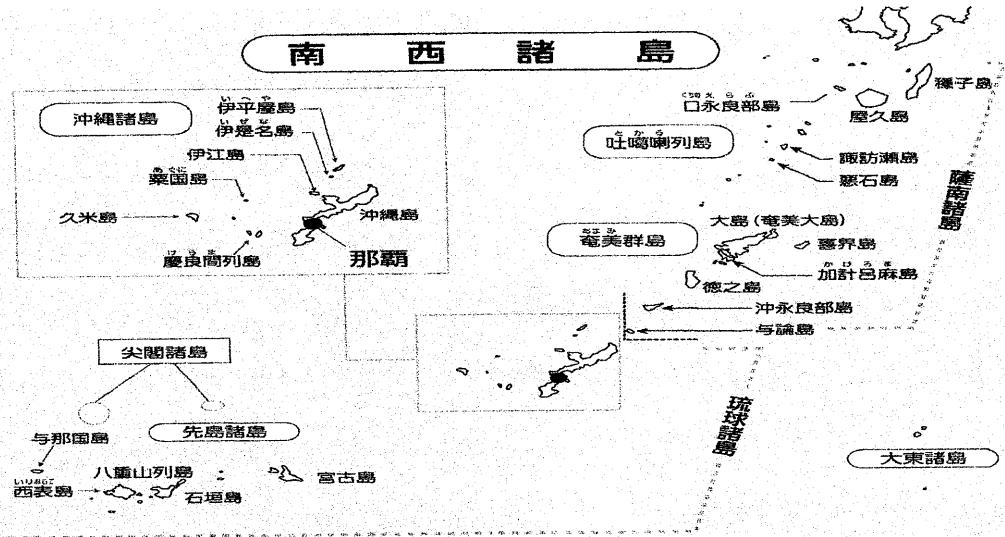
③ 1429年に尚巴志が統一し、琉球王国が誕生し、明・清への朝貢と冊封体制が19世紀まで続くが、この間琉球は中国はもちろん日本・朝鮮や東南アジア諸国との交易を発展させ、独立の海洋国家として繁栄（黄金時代／大交易時代）するも、16世紀になると大航海時代のスペイン・ポルトガルなどのアジア進出で大交易時代にも翳りが惹起

【注1】再建首里城正殿の「万国津梁の鐘」銘文（1456年）

「琉球国は南海の勝地にして、三韓の秀をあつめ、大明をもって輔車（頬骨と歯茎）となし、日域をもって唇齒となし、二つの中間にありて湧出する蓬萊島なり、舟楫をもって万国の津梁となし、異産至宝は十方刹に充满し、地靈人物は遠く和夏の仁を扇ぐ」

【注2】中国冊封体制のもとで沖縄経済を支えた貿易の担い手は、「閩人36姓（1392年に中国の福建省から来琉した航海・造船の職能集団）」

と呼ばれた那覇の久米村に居住していた人びとで、華南のアラビア人
末裔（蔡姓など草冠の中国姓の人たち）なども存在（久米村人）



②沖縄「屈辱の時代」（抑圧と榨取の沖縄差別）

1. 明清・薩摩藩両属の海洋貿易国家

- ①豊臣秀吉の朝鮮侵攻（1592年／1597年）の折に、財政窮乏の鹿児島藩は秀吉の命令と称し、琉球の尚寧王に「7000人10ヶ月分の兵糧米」の供出を要求したが、半分しか納入できず→島津氏は奄美大島の割譲を要求
- ②1603年江戸幕府が開設された時に、鹿児島藩は琉球王府に対して徳川家康への謝恩使を派遣することを要求したが、王府はこれを拒絶
- ③1609年島津氏は「家康に出兵の許可を得た。使節を派遣すれば、出兵は行わない」と最後通牒を突きつけるが、琉球王国は拒否し、鉄砲隊主力の300人の薩軍が首里城を接收、尚寧王を人質に鹿児島に凱旋。（→鹿児島藩支配の屈辱の時代／1611年に鹿児島藩から琉球王に「捷15か条」を強制）
- ④鹿児島藩の強権支配のもとでも、朝貢貿易を維持するために中国に対しては徹底的にこの事実を隠蔽（幕府に対しても琉球支配の実態を隠蔽）

【注】清国は、1616年に満州に建国され、明国（1368年～1644年）を倒してから1644年から1912年まで中国本土とモンゴル高原を支配した中国最後の統一王朝

2. 薩摩藩による260年余にわたる抑圧・榨取体制

- ①道之島三島（奄美大島・喜界島・徳之島／鹿児島藩直轄地）に対する鹿児島藩による「地獄のような」過酷な榨取体制である黒糖専売制
- ②琉球（9万石）には地割制度による年貢課税（→1745年には「換糖上納令」を敷き、黒糖榨取を強化）、宮古島などの先島には人頭税
- ③幕藩体制下では、琉球王国は、軍役の外（軍事動員の対象外）とされ、「幕藩国家の中の異国」との位置づけで、国際的には独立国としての位置
- ④幕末における薩摩藩の倒幕資金は黒糖商品の利益が大半

【注1】琉球の黒糖製造技術は、1623年に福建から導入され、1646年

以降は王府の専売制

【注2】屋久杉の産地である屋久島は、鹿児島藩の直轄地（1612年）として「杉専売制」を導入（屋久杉は黒糖に次ぐ利益源）

3. 明治以降から現在にも続く「琉球処分」

① 1872年「冊封詔書」=明治天皇は琉球からの維新慶賀使に対し「尚泰を琉球藩王と為し華族に列する」旨の冊封詔書を手交（=琉球は日本に組み込まれ琉球藩とされる）→日中両属であった琉球の帰属は大きな国際問題（中国は冊封使が復命した多くの地誌・地理書を有していたが、日本には満足な地誌は存在せず）

② 1874年「台湾出兵」=1871年に宮古島の漁民54人が台湾に漂着し、原住民（生蕃）に殺害された事件（宮古島島民遭難事件）が発生／1873年「北京会談」（副島種臣外務卿と清国總理衙門）で、「漁民を殺害した台湾の生蕃の居住地は清国の管轄外」との言質／1874年5月に「無主地先占論」にもとづき、西郷従道率いる3000人余の日本軍が台湾先住民の居住地を武力制圧（琉球藩は反対／清国も抗議）／2ヶ月後に「日清互換条款（北京議定書）」で撫恤金を獲得したが、琉球の日本所属は不明確

【注】生蕃=清代に、台湾の先住民の高山族（高砂族）のうち、山地に住み中央政治に服さない人びとに対する蔑称

③ 1879年「琉球処分」=内務大丞松田道之が琉球処分官として600名の日本兵（熊本鎮台兵）と警官を率いて首里城に乗り込み、「琉球藩廃止、沖縄県設置」宣言（武力による琉球併合／本土における廢藩置県は1871年）

④ 1895年日清講和条約（下関条約）で琉球の日本帰属の国境が確定（→日清戦争勝利による下関条約で、多額の賠償金と李氏朝鮮の独立、台湾・澎湖諸島・遼東半島の割譲を清国が承認）

4. 20万人の戦死者を出した沖縄本土決戦

① 明治以降も沖縄は本土の抑圧・搾取体制下で呻吟（1877年に黒糖自由売買の許可を西郷に求めた奄美の島民などは鹿児島で死刑囚の牢獄に投獄／西郷隆盛は「大島商社」を設立し黒糖搾取の旧弊を踏襲）

② 1920年代から「ソテツ地獄」といわれる極度の貧困に苦しむ沖縄は、ハワイ・カナダ・ブラジル等への多くの海外移民や大阪大正区等の阪神地区や京浜地区への国内移住者（出稼ぎ定住）の稼ぎで糊口を凌ぐ生活実態（差別と貧困）

③ アジア太平洋戦争（1931年～1945年／15年戦争）の最終局面における日本史上最大の地上戦による沖縄最大の悲劇=1943年から10数カ所で軍用飛行場を建設し、沖縄全土が日本の要塞化／1945年6月23日に「鉄の爆風」と言われた沖縄戦が終結=犠牲者は日米併せて20万人以上（沖縄住民の戦死者は約9万4000人）／1945年8月敗戦

③ 沖縄復帰50年の経緯と現状

1. サンフランシスコ条約と日米安保条約・日米地位協定下の沖縄（南西諸島）

① 1945年9月7日から米国軍政府による沖縄統治の開始

② 1946年1月29日付「GHQ覚書」（別名「2・2宣言」）=北緯30度以

南の南西諸島が日本から行政分離→トカラ列島・奄美群島は米軍政下

- ③ 1947年5月3日の日本国憲法施行も、沖縄は適用外（昭和天皇は米国の沖縄支配を容認・支持するメッセージを秘かに米国に伝達）
- ④ 1952年4月28日発効のサンフランシスコ条約=日本の主権の承認／北緯29度以南の南西諸島等の米国信託統治領の承認／台湾・澎湖諸島の権利の放棄や朝鮮独立の承認等
- ⑤ サンフランシスコ条約と同時発効した日米安保条約およびこれにもとづく日米地位協定により、日本における米軍基地の設置と治外法権化の承認

2. 南西諸島における「本土復帰運動」

- ① 1947年8月、奄美群島21町村の復帰嘆願決議から復帰運動が開始
- ② トカラ列島は1952年2月10日、奄美群島は1953年12月25日に本土復帰（小笠原諸島は1968年6月26日に復帰）
- ③ 1951年、沖縄人民党・社会大衆党を中心に「日本復帰促進期成会」が発足（沖縄では、サンフランシスコ条約発効日を「4.28沖縄デー」・「屈辱の日」／サンフランシスコ条約第3条「日本国は、米国が、琉球列島を無期限にアメリカの信託統治下に置くこと」という提案を行った場合、それに同意しなければならない）

3. 沖縄の本土復帰（1972年）と振興政策

- ① 1953年1月に「沖縄諸島祖国復帰期成会」（屋良朝苗代表）結成
- ② 1960年4月に「沖縄県祖国復帰協議会」結成（60年安保闘争）
- ③ 1968年、琉球政府主席が初めて公選となり、屋良朝苗が圧勝
- ④ 1972年5月15日沖縄復帰（2012年の外交文書公開で発覚した「沖縄密約」=沖縄返還の条件として、米軍の核兵器持ち込み容認や米軍用地の原状回復費用の日本肩代わりを容認）
- ⑤ 復帰後の沖縄振興政策=沖縄開発庁の設置のもとで、1972年から10年単位の沖縄振興開発計画が5度にわたり実施（2022年度までに振興予算13兆8000億円が投入）／沖縄県の一人あたりの平均所得は、1980年で全国平均の69%、2018年で72%でいずれも全国最低

4. 沖縄で最近も頻発する米軍基地問題

- ① 1995年9月、米軍海兵隊3人による少女暴行事件
- ② 1996年、大田昌秀知事が新たな基地使用手続きに必要な代理署名を拒否するも敗訴（村山富市政権時代）→太田知事は「米軍基地の公平な負担」を主張
- ③ 1996年、橋本龍太郎首相が普天間基地返還の日米合意を発表（2000年名護市で開催された「九州・沖縄サミット」は、辺野古移設設計画と連動）
- ④ 2004年、沖縄国際大学への米軍ヘリ墜落事件
- ⑤ 2009年、鳩山由紀夫首相が「最低でも県外移設」を初めて表明（後日撤回）
- ⑥ 2020年時点で日本における米軍基地は沖縄が70%（1950年代は40%以下、復帰時は58%）

5. 辺野古基地移設をめぐる現状と問題

- ① 「米軍基地はいらない」の主張のもとで、なぜ「県内移設」の議論が進むのか

(復帰時の58%から現時点で70%に拡大している現状への真摯な検討必要)

【注】従来の平和運動・護憲運動のもとで、『運動体が「全ての基地をなくすんだ」という主張と基地を押しつける側の板挟みで、沖縄は全然、動けなくなっていた』『運動体の中にも沖縄への差別があった』(金城馨／『沖縄人として日本人を生きる』／解放出版社／2019年)

❷2009年鳩山首相の「県外移設」の施政演説を機に、沖縄県民が「県外移設」を主張するようになったことで基地問題の本質が明確化→「沖縄差別」の問題を論議することが不可避の課題と認識

❸沖縄基地問題は「無意識の植民地主義」を投射しているとの認識が必要（現実的な基地廃絶への道＝武力による日本の沖縄併合と植民地化政策という歴史を踏まえた問題解決の方向性が大事）

❹2022年9月11日、一貫した「普天間基地の県外・国外移転、辺野古新基地反対」を掲げる玉城デニー知事が圧勝で再選（沖縄の民意の反映）

❻沖縄への犠牲と差別のうえに成り立つ日本の「安全」「安心」「繁栄」への猛省

1. 「見て見ぬふり」をして「安全・安心」の生活に安住する多くの一般民衆（沖縄問題・外国人労働者問題・マイノリティ問題等＝外部化と不可視化の民衆心理）
2. さまざまな差別問題にたいする「寝た子を起こすな」「臭いものに蓋」「さわらぬ神に祟りなし」の保身態度
3. 邪しい社会的分断状況がもたらす「他者への無関心」状態の蔓延
4. 明治以降の「琉球処分」の基本姿勢は、戦後も今も継続している状態

【注1】沖縄県人口=147万人／面積2280km²（沖縄本島の15%が米軍基地）

【注2】沖縄と差別問題＝ニンブチャー（念佛者・チョンダラー）差別／旧王族・士族と庶民間ににおける厳しい身分制社会の慣習的差別／奄美・先島等への離島差別／日本本土からの沖縄差別 等

（2）ウクライナ軍事侵攻の論理と祖国防衛戦争の論理の真偽

①ロシアのウクライナ軍事侵攻

1. 2022年2月24日 ロシアがウクライナ軍事侵攻を開始

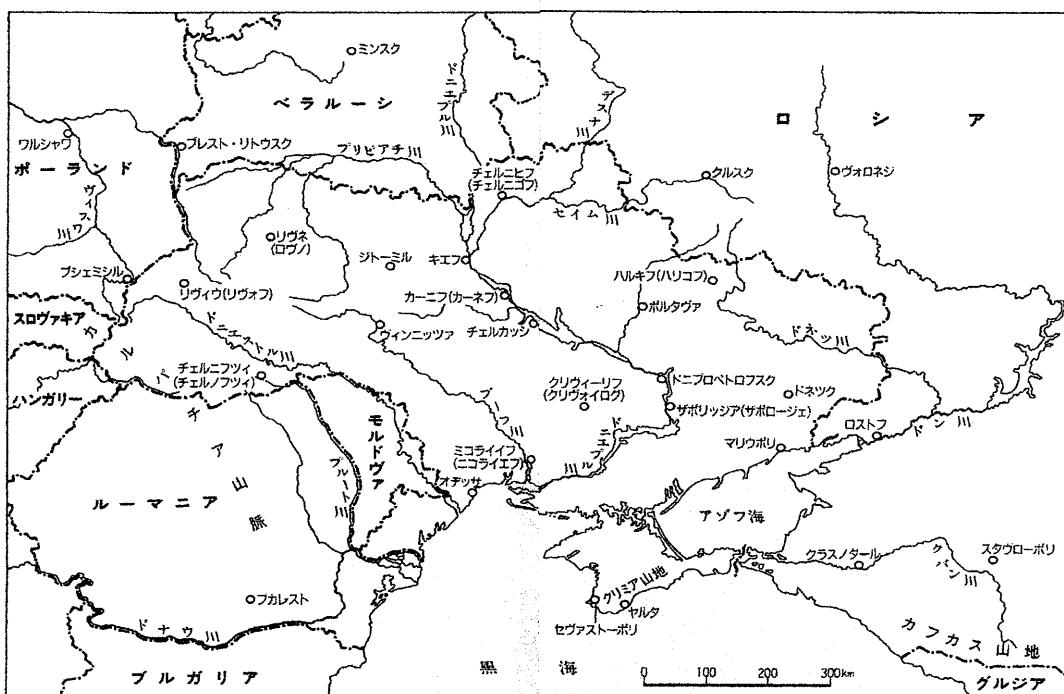
❶ロシアのウクライナ軍事侵攻の理由＝ウクライナ国におけるロシア系住民に対する抑圧からの解放（民族浄化を止める反ナチズム闘争）／ウクライナのNATO非加盟による非武装・中立化・NATO圏への軍備配備自制・ロシアに脅威を与える打撃システム（中距離核兵器）の不配備／ゼンレンスキーポーク打倒

❷ウクライナの「祖国防衛戦争」の論理＝ロシア権威主義国家による横暴な軍事侵攻に対する自由を守るために祖国防衛戦争

2. ウクライナ戦争に至る直近の経緯

❶2014年2月 「マイダン革命」（親露派のヤヌコビッチ大統領追放／暫定政権は東部地域にウクライナ語の公用語政策）↔ドネツク州・ルハンスク州のロシア系住民が独立運動を開始し、東部地域で武力紛争が勃発

- ❷ 2014年3月18日、上記動向に対して、ロシア・プーチン大統領はクリミアを併合（武力をバックにした「住民投票」を根拠／ロシア・クリミア自治共和国・セバストポリ特別市の3者条約締結）→国連・ウクライナ・西側諸国は不承認
- ❸ 2014年9月・2015年2月「ミンスク合意」（ロシア・ウクライナ・ドイツ・フランスの4首脳会談で、「東部地域での包括的停戦」「ロシア派支配地域での幅広い自治を認める特別な地位を与えること」を合意）
- ❹ 2021年3月 ゼンレンスキ大統領（2019年就任）が、「ミンスク合意は無効」と主張
- ❺ 2021年6月 米ロ首脳会談＝米は「ウクライナにミンスク合意を守らせる」と約束／独・仏もウクライナに「ミンスク合意」の履行を働きかけ→ウクライナは拒否
- ❻ 2022年2月21日 ロシア・プーチン大統領は、「ミンスク合意の履行は不可能となった」との見切り判断のもとに、「ドネツク人民共和国」と「ルハンスク人民共和国」の独立を承認
- ❼ 2022年2月24日 ロシアがウクライナへの軍事侵攻開始
- 【注1】ロシアの軍事侵攻は、いかなる意味においても許されない行為
- 【注2】アメリカは、2014年以降、ウクライナに54億ドル（6500億円）の軍事支援、さらにバイデン大統領は3億5000万ドルの追加に加え、64億ドルの支援予算を議会に要請
- 【注3】東方不拡大の約束を反故にしたNATOの動向、ロシアを「潜在敵国」視するNATOの姿勢、ウクライナ国内での「ミンスク合意」の放棄やネオコン勢力の拡大にも批判的視点が必要



現在のウクライナ 地名表記は原則ト1.でウクライナ語による。カッコ内はシア語による表記。

②近代ウクライナに至る歴史

1. スキタイ—騎馬と黄金の民族（紀元前7世紀～紀元前2世紀の約500年間）
 - ❶中央アジアを故地とするイラン系の遊牧民族（中国史の「匈奴」と一体の文化）
 - ❷紀元前8世紀頃から黒海東北岸からドニエプル川流域に定住開始
 - ❸勇敢な騎馬戦士で芸術性に富んだ民族性（動物意匠と黄金崇拜の冠技巧）
 - ❹建国神話や三種の神器など日本との親和性
 - ❺王族スキタイ（遊牧）、農耕スキタイ（スラブ人の祖）、商スキタイ（ギリシア）
2. キエフ・ルーシ公国—ヨーロッパの大國（882年～1240年の350余年間）
 - ❶882年 スカンディナビア（スウェーデン）を故地とするオレフ公による「キエフ・ルーシ」公国の創設（バイキング時代で、自称「ルーシ」）
 - ❷キエフ公国は、農業が主であったが、商業・貿易で繁栄
 - ❸1240年 モンゴル（タタール）帝国によるキエフ占領で滅亡（→チンギスハンの孫のバトゥが黒海東部にキプチャック汗国を建国／1243年～1502年）
 - ❹キエフ滅亡後も、キエフ・ルーシ公国の直系としてハーリチ・ヴォルイニ公国が1世紀近く存続（最初の「ウクライナ国家」との説も存在）
3. リトニア・ポーランドの支配時代（14世紀半ば～17世紀半ば）
 - ❶14世紀半ばのハーリチ・ヴォルイニ公国の滅亡から17世紀半ばにコザックがウクライナの地の中心勢力になるまでの300年間は、リトニアとポーランドがウクライナを支配
 - ❷この300年の間に、単一の「ルーシ」が、ロシア、ウクライナ、ベラルーシの3民族に分化し、モスクワ大公国、ポーランド王国、リトニア大公国に分割
 - ❸ウクライナの地をリトニア・ポーランドが支配
 - ❹モスクワ・ルーシ（ロシア）は、キプチャック汗国の支配下にあったが、1480年に「タタールのくびき」から脱却→イワン3世（1462年～1505年）は、「全ルーシの君主」と称し、旧キエフ公国の土地はすべて自分のものと主張／イワン4世（1533年～84年／雷帝）は、「ツァーリ」を称号
 - ❺この300年間が、ウクライナの地名も、最もウクライナ的といえるコサックも生まれた時期
4. コサックの栄光と挫折の時代
 - ❶15世紀頃からウクライナやロシアの南部のステップ地帯に住みついたさまざまな者たちが、出自を問わない自治的な武装集団を形成。コサックとは、その集団や構成員のこと
 - ❷コサックの語源は、トルコ語で「分捕り品で暮らす人」、「自由の民」の意味で、元々は遊牧民族のタタール（モンゴル民族）に対して使われたが、後に同様なことをするスラブ系の人たちにも使われるようになった（コサックという言葉が文献上現れるのは1492年）
 - ❸このコサック集団を即戦力として、リトニアやポーランドが、モスクワ公国、オスマン・トルコ帝国などとの戦いの盾として利用
 - ❹コサックの組織は、ヘトマン（王に任命された首領）・スタルシーナ（長老会）

ループ)・ラーダ(全体会議)から構成され、政治は平等の原則によって自由と自治を重視する独立不羈、風習はタタールに近く満州族の弁髪に通ずる頭髪

- ⑤勇敢な戦士集団であったコサックは、多くの物語になったように、ウクライナの地に根をおろし、政治的にも軍事的にも大勢力に成長し、1648年にポーランド軍を駆逐しズボリフ休戦協定を結び、「ヘトマン国家」(「コサック国家」)を形成→1654年ロシア帝国と保護協定
- ⑥このヘトマン国家が史上最初のウクライナ国家であったが、1783年にロシア帝国に併合され消滅

5. ロシア帝国・オーストリア帝国の支配(18世紀末~第1次大戦の約120年間)

- ①18世紀末からウクライナの地は、ロシア帝国が8割、オーストリア帝国が2割を支配→ロシア帝国のもとで、ウクライナ東南部は急速な工業化が進み、帝国内最大の工業地帯に変貌(農業のウクライナから工業・農業のウクライナ)
- ②1853年~56年 クリミヤ戦争(東欧・地中海に進出しようとしたロシアに対して、英仏の助力を得たトルコ間で起こった帝国主義戦争で、ロシアが敗北)
- ③ロシアがクリミヤ戦争で敗北した影響で、ウクライナ(ロシア行政区名「小ロシア」)で、反ロシア・ウクライナ民族主義の諸勢力が相次いで台頭
- ④1905年の日露戦争の敗北で、「血の日曜日事件」や「戦艦ポチョムキンの反乱」などが端緒となり第1次ロシア革命が勃発し、ウクライナでの独立運動が高揚
- ⑤オーストリア帝国の支配地でも独立運動が活発化(特徴的なのは、ウクライナ人の新大陸への移民=現在アメリカでは150万人、カナダでは100万人のウクライナ系住民)

6. 中央ラーダ一東の間の独立(1917年~22年)

- ①第1次世界大戦(1914年~18年)、ロシア革命(1917年)を経て、ロシア帝国やオーストリア帝国の支配下にあった多くの国が独立
- ②1917年ロシア革命(2月革命)が起き帝政ロシアが倒れると、ウクライナでは諸政党・団体が結集して民族主義勢力が主流となって「ウクライナ中央ラーダ」(議会)を結成し、自治を要求(「ラーダ」はコサック時代の全体会議の意味で、ウクライナがコサックの遺志を継承することを象徴/ボルシェヴィキ派は「革命の裏切り」と批判)
- ③次いで、ロシアで10月革命(ボルシェヴィキ革命)が起り、ソビエト政府が樹立されると、ウクライナ中央ラーダは暴力による権力奪取を認めずボルシェヴィキを批判し、「ウクライナ国民共和国」の創設を宣言(独立宣言)
- ④ウクライナ民族主義者とボルシェヴィキの壮絶な戦いが展開されるが、ボルシェヴィキ軍が優勢になると、中央ラーダ政府は独壇の支援を得て反転攻勢
- ⑤しかし、最終的に、ドイツ軍は中央ラーダ政府の未熟さに見切りをつけ、中央ラーダの解散と政府を廃し、ドイツ傀儡の「ウクライナ国」と改名しヘトマン政府となるが、ウクライナ国民共和国は消滅(「ヘトマン」もコサック名称)
- ⑥第1次大戦でドイツが敗北すると、ウクライナは周辺国が入り乱れた無秩序内乱状態に陥るが、最後はボルシェヴィキ軍が勝利し、1919年12月に「ウ

「ウクライナ・ソビエト社会主義共和国」が設立（→ベルサイユ条約により、ウクライナは、ソ連、ポーランド、ルーマニア、チェコ・スロバキアの4カ国に分割統治）

7. ソ連邦の構成国としてウクライナ社会主義共和国が成立（1922年）

- ① 1922年12月にソビエト社会主義共和国連邦が創設されたのにともない、ウクライナ社会主義共和国が成立
- ② 第二次世界大戦中には、対独戦争において、多くの犠牲者（500万人／内100万人はユダヤ人）を出したが、2000年代になってウクライナ国内の「ウクライナ蜂起軍（UPA）」（反ソ連主義・反ユダヤ主義・民族主義）が独軍とともにユダヤ人大量虐殺（銃殺によるホロコースト）に関わったことが判明
- ③ 1954年にクリミヤを併合
- ④ 1986年4月26日 チェルノブイリ（チョルノビリ）原発事故（広島型原爆500発分の放射能が拡散）

8. ソ連邦崩壊と「350年間待った」ウクライナの独立

- ① 1990年2月 東西ドイツ統一交渉（ソ連ゴルバチョフ書記長・独コール首相・米ベーカー国務長官／「ドイツ統一を認めるならば、NATOを東方に拡大させない」との合意で、東西ドイツの統一が実現）
- ② 1990年12月 マルタ会談（ゴルバチョフ・ブッシュのソ米首脳会談で「米ソ冷戦終結」宣言）
- ③ 1991年7月 ワルシャワ条約機構の解体（NATOは存続）
- ④ 1991年12月 ソ連邦解体→ロシア連邦、ウクライナ国等の独立国成立（→ウクライナ国は、1648年のヘトマン国家以来、約350年間を経て独立）
- ⑤ 1997年5月 NATO・ロシア創設協定締結（旧東欧諸国がNATOに加盟する権利は否定しないが、その運用においてはロシアとNATOの関係が悪化しないように配慮）→ポーランド・ハンガリー・チェコのNATO加盟（1999年3月）に続き、バルト3国・スロバキア・スロベニア・ブルガリア・ルーマニアが加盟（2004年3月）、さらに2008年4月のNATO首脳会議でジョージアとウクライナの加盟を提起→ロシアが猛反発
- ⑥ NATO加盟国は、2021年末時点で、冷戦終結時の16カ国から30カ国に拡大

9. ウクライナ国の概要

- ① ウクライナ国は、人口5000万人、面積は日本の1.6倍
- ② 主産業は農業で小麦は世界有数の輸出国であると同時に、先進的な科学技術が存在する工業国であり、交通の要衝地
- ③ ウクライナの複雑な歴史を背景に、「ウクライナはコサックの土地」「キエフはロシアの都市の母」「ウクライナはヨーロッパの穀倉」等々の種々なる形容

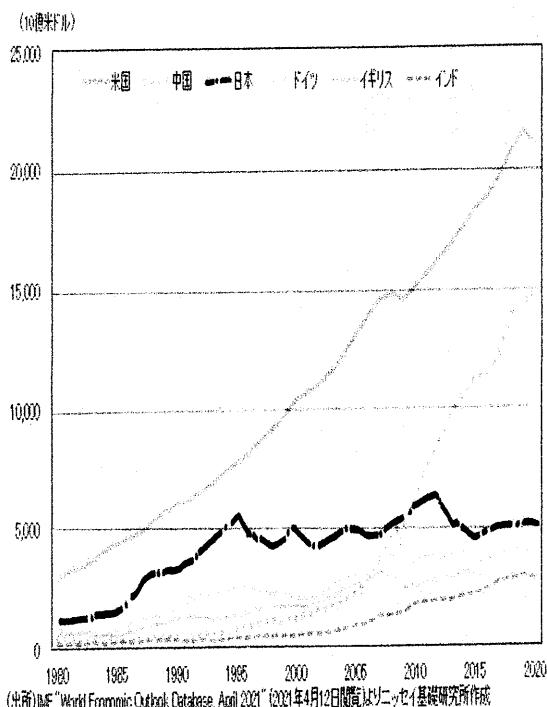
③ ウクライナ戦争の国際的影響

1. 新冷戦時代の現出

- ① 米欧中心対中露中心の新東西冷戦構造の現出
- ② アフリカ・中東・中南米に対する双方の陣取り合戦

- ③「現実的になった核兵器戦争」の名のもとに軍備拡大競争
2. 軍事演習の名のもとにくり広げられる好戦的挑発行動
- ①米韓・米台合同軍事演習（日本の自衛隊も参加）の頻繁化
 - ②中国の台湾周辺・尖閣諸島周辺での大規模な軍事演習
 - ③ロシアの極東軍事演習
 - ④中露合同軍事演習
 - ⑤北朝鮮の弾道ミサイル実験
3. 日本におけるGDP 2%への防衛費拡大と敵基地攻撃能力の強化
- ①日本のGDPは世界第3位で約500兆円であり、2%は10兆円
 - ②これまでの防衛費が約5兆円であったので、倍増予算
 - ③倍増予算の主経費を「敵基地攻撃能力の強化」に充当（専守防衛から先制攻撃を可能にする論理が周辺国との緊張関係の増大を理由に準備化）

図：各GDP（為替レート（米ドル換算））の上位6か国（米国・日本・ドイツ・イギリス・インド）の推移



表：一人当たりGDPのランキング（購買力平価換算）

一人当たりGDPの順位	国名	一人当たりGDP (単位：国際ドル)	人口 (単位：100万人)	各GDPの順位
1	ルクセンブルク	118,001.58	0.638	99
2	シンガポール	97,056.53	5.84	39
3	アイルランド	94,391.53	5.041	44
4	カタール	93,508.38	2.807	61
5	スイス	72,873.72	8.709	35
7	米国	63,415.99	331.952	2
19	ドイツ	54,075.68	83.287	5
26	フランス	46,061.96	65.302	9
27	韓国	44,620.99	51.819	14
28	イギリス	44,116.87	67.423	10
30	日本	42,246.00	125.284	4
77	中国	17,191.69	1408.095	1
128	インド	6,461.01	1391.986	3

（3）戦争は最大の差別・人権侵害

- ①「固有の領土」論の幻想と虚偽からの脱却（尖閣問題／竹島問題／北方領土問題等）
- ②いかなる戦争にも「正義」はないことの共有（中国・ロシア脅威論／台湾有事論等）
- ③戦争は最大の差別・人権侵害の価値観の厳守（武力ではなく対話と交渉による解決）

III. 憲法の基本理念と世界人権宣言の基本精神の現実化への課題

(1) 憲法や世界人権宣言を根本的理解

①憲法の基本理念とは何か

1. 憲法の基本理念と改正主体の矛盾

①憲法の基本理念（三大原理）

- ⓐ 基本人権の尊重（個人の尊厳）
- ⓑ 主権在民（民主主義）
- ⓒ 平和主義（戦争の放棄・戦力の不保持・交戦権の否認）

②日本国憲法は帝国憲法の改正として天皇名により公布（主権在民との矛盾）

③憲法第一章が「天皇」条項（第一条～八条）ではじまることの違和感

【参考資料】日本国憲法公布（上論）文

朕は、日本国民の総意に基づいて、新日本建設の礎が、定まるに至ったことを、深くよろこび、枢密顧問の諮詢及び帝国憲法第七十三条による帝国議会の議決を経た帝国憲法の改正を裁可し、ここにこれを公布せしめる。（裕仁御名御璽／昭和二十一年十一月三日／大臣副署）

2. 「改憲」・「護憲」論争の皮相性

①政治的思惑からの「改憲」・「護憲」論争は無益

②憲法全体への真剣な検討にもとづく各条への是々非々の評価が必要

③従来の護憲論への辛辣な見直しが不可欠（第1章も護憲の対象か）

3. 憲法の基本理念を活かす民主主義運動の重要性

①憲法第9条（平和主義）論議のみにとどまらず、主権在民（民主主義）、基本的人権（個人の尊厳）の深い議論が不可欠

②立憲主義・民主主義の根本原理からの憲法論議の深化が喫緊の課題（労働権・教育権への「義務」規定や社会保障権における受益者負担論の非合理性）

③民主主義運動の真髄が、「国家に吸収された人民の本質、社会の共同利益を人民の手に取り返す」ことにあることへの理解の共有（コモンの再建／マルチチャードの形成／ミュニシパリズムの実現）

②世界人権宣言の基本精神とは何か

1. 国連憲章前文＝「…言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い、基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認…」

2. 世界人権宣言前文＝「…人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし…」（「平和宣言」ではなく「人権宣言」とされた意味）

3. 世界人権宣言の基本精神

- ①人権と平和の不可分性
- ②非差別・平等の原則
- ③人種主義の抑止
- ④国際関心事項としての人権
- ⑤人権はすべての人民とすべての国とが達成すべき共通基準

4. 差別認識の4指標

- ①差別は、いかなる意味においても合理的根拠をもたない。
- ②差別は、差別される人の「人間の尊厳」を損ない、差別する人の「人間性」を損なう。
- ③差別は、社会の平穏と世界の平和を脅かす。
- ④差別撤廃は、人権確立の基礎であり、人権確立は平和の基礎である。

5. 差別撤廃方策への基本的な視点

- ①差別は犯罪であるとの認識
- ②差別の結果に対する救済措置
- ③差別の原因に対する是正措置
- ④差別の再発防止にむけた法制度確立と社会意識形成

6. 差別撤廃への6つの基本方策と日本の課題

- ①第1方策=差別の法的禁止
- ②第2方策=差別的法制度の改廃
- ③第3方策=差別の累積的結果に対する積極的是正・救済措置
- ④第4方策=差別意識の克服にむけた人権教育・啓発の強化
- ⑤第5方策=個々人の違いを認め合う共生の権利の承認
- ⑥第6方策=国内人権機関の設置による差別の防止・救済策と人権伸張策の実施

7. 国民国家の枠組みを超える基本精神の具体化への志向が決定的に重要

- ①大気、大地、水などは本来「人類の共有財産」であり、私的・国家的所有に属さないとの所有観念の共有
- ②「固有の領土」論への根本的な認識の転換（尖閣諸島問題／竹島問題／北方領土問題等）
- ③国境は、歴史的経緯のもとで政治的・経済的・文化的要因によって形成されたものであり、当事者主権を基礎に關係当事者間の「話し合い決着」と「対話の継続」による合意が基本

(2) 「SDGs」と「ビジネスと人権に関する指導原則」の一体性

①「SDGs」(持続可能な開発目標)・「指導原則」提案に至る経緯

1. 『持続可能な開発目標』の概要

- ①英字名称 SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS (SDGs)
- ②通称 グローバル・ゴールズ
- ③2015年9月「持続可能な開発2030アジェンダとその目標 (SDGs)」が

国連総会で合意

- ④ 2016年1月より実施期間が開始
- ⑤ 2016年12月「持続可能な開発目標実施指針」を日本政府が策定
- ⑥ 2011年6月に国連人権理事会で承認された「国連ビジネスと人権指導原則」(UN Guiding Principles on Business and Human Rights)とも深く関連しており、日本政府の国別行動計画(NAP)策定の動向にも留意
- ⑦ グローバル・ゴールズは、17の分野別目標と169項目のターゲット(達成基準)を策定、これは国連開発計画(UNDP)の「持続可能な開発」「民主的なガバナンスと平和構築」「気候変動と災害に対する強靭性」という戦略計画の重点分野と連動したものであり、特に目標1(貧困に関する目標)、目標10(不平等に関する目標)、目標16(ガバナンスに関する目標)は中心的な項目

2. 『ビジネスと人権に関する指導原則』の概要

① 『ビジネスと人権に関する指導原則』策定に至るまで経過

- a 国連グローバルコンパクト10原則(2000年に9原則決定／2004年に追加し10原則)
- ⑦ グローバルコンパクトの背景(企業の社会的責任=CSR)

- i 現在の地球的課題(地球温暖化や環境破壊、軍事・独裁政権による人権弾圧、内戦と難民、世界的な貧困問題または貧富の格差、周辺に追いやれた人たちの存在等々)は、ある意味では企業の自己の利益を貪欲に追い求めてきたことの結果
- ii これを解決するためには、「短期的な利益の計算によってのみ導かれるグローバルな市場」ではなく、「人間の顔をしたグローバルな市場」の創出が必要(アナン国連事務総長)

① 「10原則」の具体的な内容

- i 人権 [a 企業はその影響の及ぶ範囲内で国際的に宣言されている人権の保護を支持し、尊重する。／⑥人権侵害に加担しない。]
- ii 労働 [c 組合結成の自由と団体交渉権を実効あるものにする。／④あらゆる形態の強制労働を排除する。／⑨児童労働を実効的に廃止する。／f 雇用と職業に関する差別を撤廃する。]
- iii 環境 [g 環境問題の予防的なアプローチを支持する。／⑩環境に関して一層の責任を担うためのイニシアチブをとる。／①環境に優しい技術の開発と普及を促進する。]
- iv 腐敗防止 [j 強要と賄賂を含むあらゆる形態の腐敗を防止するために取り組む。] (この項は2004年6月追加)

- ② 日本の動向(厚労省『労働に関するCSR推進研究会報告書』2008年3月)
 - a CSRの定義=企業の活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会等のステークホルダー(利害関係者)に対して責任ある行動をとるとともに、アカウンタビリティ(説明責任)を果たしていくことを求める考え方。

⑤ C S R の意義と有益性

- ⑦社会問題解決への寄与（少子化／長時間労／過労死／障害者・高齢者雇用／フリーター・ニート対策／その他）
- ⑧企業経営のメリット
 - i 企業ブランド構築による優秀な人材の確保やシェアの維持・拡大につながること
 - ii 不正行為など社会的非難を受ける事態の防止に資することから、リスク管理に有効であること
 - iii S R I （社会的責任投資／socially responsible investment）等を通じて資金調達の強化となること（社会的責任投資＝企業の社会的責任を重視した投資。環境保護や人権保護などの社会的責任を果たそうとする企業を選別して投資すること）
 - iv 従業員の企業に対する満足度、信頼度を高めること
 - v 労働モラルを引き上げ、優秀な従業員の定着や就業意欲の向上に資すること
 - vi 従業員の創意工夫・能力発揮を促し、新製品・新サービスの開発、技術革新などによる労働生産性の向上につながること
 - vii 消費者や投資家の信頼を高めること

③『ビジネスと人権に関する指導原則』の策定と日本政府の責務

- ⓐ 2011年6月、国連人理事会で「ビジネスと人権に関する指導原則」承認。「指導原則」は、3つの一般原則を基礎に31項目からなる指導原則で構成〔一般原則〕
 - ⑦人権及び基本的自由を尊重、保護及び実現するという国家の既存の義務
 - ⑧特定の機能を果たす特定の社会組織として、適用されるべきすべての法令を遵守し人権を尊重するように求められる、企業の役割
 - ⑨権利及び義務が侵されるときに、それ相応の適切で実効的な救済をする必要性
 - ⓑ 2016年11月、国連ビジネスと人権フォーラムで日本政府が「国別行動計画（NAP）」策定のコミットメントを発表。これは、2016年1月より実施が開始された『国連持続可能な開発目標』（2015年9月国連総会合意）に連動した動き
 - ⓒ 2020年10月16日、日本政府が「ビジネスと人権に関する行動計画」（NAP／2020年—2025年）を公表
- ④この「指導原則」は、2000年からの「国連グローバルコンパクト10原則」（人権・労働・環境・腐敗防止の4本柱にかかわった10の原則）を補強し、継続発展させたもので、日本政府も2008年3月に、『労働に関するC S R 推進研究会報告書』（厚労省）を出し、C S R の定義・意義・有益性を明示・広報したが、この延長線上にあるもの

(3) 「三つの権利」と「三つの保障」のための取り組みこそ！

① 「人権」概念定義の共通理解

1. 人権概念の定義=「人権とは人間が人間として存在するために譲ることのできない諸権利」
2. 人権は、「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」（憲法第97条）であり常に人間社会の成熟度に応じて発展する概念
 - ① 「生まれながらに持っている権利」（生来権論）でもなければ、「天から与えられた権利」（天賦人権論）でもない
 - ② これらは、前近代的身分差別体制論を支える王権神授説などに対抗する論理として形成
 - ③ その意味では、人権概念の生成と発展は、近代200年ほどの歴史の中で確立してきたものであり、「不断の努力」（憲法第12条）がないと保持できないことを理解しておくことが重要

【参考資料】『人種差別』（アルベール・メンミ／1996年初版）

「人種差別とは、現実の、あるいは架空の差異に一般的、決定的な価値づけをすることであり、この価値づけは、告発者が自分の攻撃や特権を正当化するために、被害者を犠牲にして、自分の利益のために行うものである」。 「人種差別は個々人や社会集団の中にその基盤を持っており、それ自体独自性を持つ種々のメカニズムに従って機能する。人種差別に対する戦いはこの基盤とメカニズムを認識した上で、それに働きかけるような形をとつなされなければならない。要するに、情報伝達活動と固有な意味での政治闘争を準備しなければならない」。

「人種差別に対していかに有效地に戦うか。道徳的憤慨や単なる説得ではもちろん十分ではないだろう。問題の根本を押さえねばならない。つまり、人間を攻撃と支配に向かわせる源である恐怖、根本的不安、経済的貪欲である。攻撃と支配に対して戦い、これを予防せねばならない。自然なのは人種差別主義であり反人種差別主義が自然なのではない。文化的成果がすべてそうであるように、反人種差別主義は長くて困難な闘いの賜物なのであり、つねに脅かされている獲得物なのだ」。

② 人権と表裏一体概念の民主主義の原理

1. 人権と民主主義の関係

- ① 人権とは、「人間が人間として存在するために譲ることのできない諸権利」
- ② 民主主義とは「人権に対応し、その権利の実現をめざす政治システム・思想」

2. 民主主義の原理に関する根本理解

- ① 民主主義の本質は、「人民主権」である。
- ② 人民主権を担保する大前提是、「人民平等（人類平等）」の原則である。
- ③ この「平等の原則」から種々の基本的人権は導かれる。

- ④したがって、「いかなる権利も平等の原則から逸脱してはならない」し、「平等の原則を破壊する自由は制限」される。
- ⑤この本質的原理から、「表現の自由は大事だが、差別する自由はない」との原則が導かれるのであり、「差別禁止法」の制定が担保される。(改憲論における「公共の福祉」から「公の秩序」への改正案に警戒・注意)
- ⑥平等の原則が破壊される時は、徹底した「抵抗権」が保障される。差別への抗議や糾弾は、抵抗権の行使であり、対抗言論の原則にもとづく「対話の継続」であり、民主主義の根源を護り発展させる取り組みである。

③「三つの権利」保障を根底に据えた取り組みの必要性

1. 「三つの権利」とは何か

- ①「平和的生存権」「共生的平等権」を担保する「三つの権利」
- ②「三つの権利」＝「労働権」「教育権」「社会保障権」
- ③「三つの権利」は、すべての人の「譲ることのできない権利」であり、これを保障するのが為政者（国家・地方政府）の義務

2. 「人間が人間として存在するため」の基底的権利

- ①憲法第25条（「」）が担保している中心的な基底的権利が「三つの権利」
- ②「三つの権利」の充実度がその社会の成熟度の指標
- ③歴史的な隣保事業とは、三つの権利の保障事業

④「三つの保障」を実現するための具体的な取り組み課題

1. 「三つの保障」とは何か

- ①差別を許さない人権保障
- ②排除を許さない社会保障
- ③戦争を許さない安全保障

2. 「三つの保障」を三位一体化した政治・社会運動の必要性

- ①民主主義を具体化するための陣地戦
- ②個別の保障運動の独自性と協働性
- ③地域自治主義の充実化による普遍的変革の実現

3. 「三つの保障」実現への直面する課題

- ①社会保障制度の抜本的改革運動（生活保護制度の改革と重層的支援体制整備事業の充実化）
- ②労働市場の不公正制度の改革運動（公共事業入札における総合的評価制度導入など「大阪府ハートフル条例」の全国化）
- ③ウクライナ戦争の「即時停戦」と「対話と交渉による解決」の国内・国際世論形成（対中・対露・対北朝鮮等に対する緊張激化ではなく、平和外交の本格化）

以 上

(文責 谷元昭信)